

東日本大震災 対応記録誌

平成 28 年 3 月

いわき市動物救援本部

目次

1	はじめに	1
2	ペットの避難・救護の主な経緯	3
3	ペットの被災概況	3
4	災害に備えた動物救護体制の整備状況	4
5	震災直後の被災動物救援活動	4
6	避難所におけるペットの受け入れ状況	4
7	仮設住宅におけるペットの飼養状況	5
8	放浪動物・負傷動物の救護活動	5
9	飼い主への飼育場所の提供	7
10	ペット保護センターにおける運営管理体制及び飼養管理状況	9
11	飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡	11
12	不妊去勢措置の実施状況	12
13	ワクチン接種等の実施状況	12
14	ボランティアの活動状況	13
15	支援物資の受け入れ、提供体制	13
16	資金の確保、義援金の募集、配布	13
17	広報・普及啓発活動	13
18	東日本大震災を踏まえた見直し状況	13
19	動物救護活動を通じて特に効果的だった点	14
20	動物救護活動を通じて特に対応に苦労した点	14
21	今後、必要と考えられる点	14
22	各構成団体の活動記録	15

1 はじめに

いわき市は、福島県の東南端、茨城県と境を接する、広大な面積を持つまちで、東は太平洋に面しているため、寒暖の差が比較的少なく、温暖な気候に恵まれた地域です。

地形は、西方の阿武隈高地（標高 500～700 m）から東方へゆるやかに低くなり、平坦地を形成し、夏井川や鮫川を中心とした河川が市域を貫流し、太平洋に注いでいます。

非常に住みやすい地域でありましたが、2011年（平成23年）3月11日に発生した東日本大震災による津波により、沿岸部を中心に甚大な被害を受け、さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の影響により、市北部の一部の地域が原発の半径 30 km 圏内に含まれたことから、その地区では屋内退避や避難を余儀なくされる事態に陥るなど、生活が一変してしまいました。

水道などライフラインが寸断され、また、当市と原発の距離が比較的近いこともあり、原発事故後は物資の流通が途絶え、支援物資やガソリン等が届かない状況が続き、生活に窮する事態になりながらも、震災対応に追われる時期が続きました。

現在は、環境中の放射線量の測定値も大幅に下がっており、通常の生活に支障をきたすような状態にはありませんが、農作物や小名浜沖で獲れる水産物などの風評被害が続いている状況にあります。

この記録誌では、いわき市動物救援本部における対応について、その事務局であるいわき市保健所生活衛生課の被災動物救援活動も含め記したいと考えています。

いわき市動物救援本部の本部長は、同時に、いわき市保健所長でもありますことから、震災による災害医療や原発事故への対応など、保健所の果たす役割の大きさも感じながら、任務を遂行しました。

今回の東日本大震災は未曾有の災害であることに加え、原発事故への対応として、当所が放射性物質の外部被曝スクリーニング会場となり、多くの市職員がその業務に従事することとなったため、人命救助を優先せざるを得ない状況下であり、被災動物の救援活動について必要最低限の対応であったことは否めないものでした。

放射性物質からの影響を避けるため、多くの市民が市内外へ避難するにあたり、「犬

や猫を預かってほしい」、「どこか預け先を教えてください」などの問い合わせが殺到する一方で、飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして避難してしまっている事例が発生し、市民からの捕獲要請が増しました。

また、東京電力福島第一原子力発電所の周辺自治体の住民は、国からの避難指示で直ちに全員が避難しなければならなくなり、着の身着のままの状態ですらペットや家畜を置き去りにせざるを得ない緊急事態であったことから、多くの飼養動物が取り残される事態となりました。

ペットを救出しようと、全国各地から多くの動物愛護団体等が現地へ向かおうとし、当市には立入制限の設けられた地域がなかったことから、当市を通過して現地へ立ち入るのが最短距離であるとのことで、当所窓口へ多くの団体等が押し寄せ、その対応でも大変苦慮したところです。

当市は中核市であり、当所は「いわき市」のみを管轄していることから、福島県と連携しながらも、独自に被災動物救援活動を行うこととなりました。

今後、また本市で、あるいは日本のどこかで、今回のような災害が起きないとも限りません。

今回のいわき市動物救援本部の活動は、今後の災害でも大いにその経験が生かせるものと思います。

そこで、未曾有の災害の経験と、そこから得られた教訓が風化しないよう、いわき市動物救援本部のこれまでの活動を記録にとどめることとしました。

最後に、これまでいわき市動物救援本部の活動を支援して下さったすべての方々に深く感謝申し上げます。

平成 28 年 3 月

いわき市動物救援本部長

新家 利一

(事務局：いわき市保健所生活衛生課)

2 ペットの避難・救護の主な経緯

年月日	ペットの避難・救護に係る対応状況
平成 23 年 3 月 11 日	発災直後より、苦情処理等で市内出張していた市職員及び市犬抑留施設並びに収容動物の安否確認を実施（行政）
3 月 14 日	市内の特定動物の安否及び逸走の有無の確認を実施（行政）
3 月中旬	犬・猫の預かり先の情報提供を開始（行政）
3 月 29 日	市内に設置された避難所のうち避難者が 100 名を超える大規模な避難所 11 カ所におけるペット動物の同行避難状況調査を実施（行政）
4 月上旬	飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまっている事例が発生し、市民からの捕獲要請が寄せられたため、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、犬の捕獲業務体制等を強化（行政）
4 月上旬	犬抑留施設の収容能力が限界に近づいたことから、動物愛護団体等における収容施設外一時預かり（団体譲渡）を開始（行政）
4 月 11 日	環境省より保護収容のためのケージ等配付の照会があったため、必要数を要望（行政）
4 月 25 日	市、社団法人福島県獣医師会いわき支部（当時）、動物愛護団体等により「いわき市動物救援本部」を設置
5 月 6 日	環境省からの配付ケージ受領（行政）
5 月 12 日	捕獲した犬の臨時的抑留機能に加え、市内に避難する飼い主自ら管理する前提での飼い主へ提供する飼育場所も兼ねた「いわき市ペット保護センター」を設置し供用開始
5 月 13 日	「いわき市ペット保護センター」の設置について、報道機関へ公表
平成 26 年 9 月 30 日	7 月に退去した被災者の飼い犬を最後に、被災者の継続利用及び新たな被災者の利用申請がなかったことから、ペット保護センターにおける被災者あて飼育場所提供を終了
平成 27 年 12 月 31 日	救援本部が運営する「いわき市ペット保護センター」を閉鎖
平成 28 年 3 月 31 日	いわき市動物救援本部を解散

3 ペットの被災概況

当市における発災以前のペットの飼養頭数は、狂犬病予防法に基づく犬の登録頭数が 18,845 頭（平成 23 年 2 月末時点における実登録頭数）ですが、猫については不明

であり、震災に伴う死亡頭数や飼い主と避難した頭数、保護された頭数等については不明です。

なお、平成 23 年度における犬の死亡届の頭数は、前年度と比較して 100 頭以上多いものでした。

4 災害に備えた動物救護体制の整備状況

当市では、地域防災計画に、動物（ペット）救護対策を規定していましたが、具体的な記載はなく、災害時の動物救護についての方針やマニュアル等が策定されていなかったことから、東日本大震災に、原発事故が加わった複合大規模災害に対応できるものではありませんでした。

5 震災直後の被災動物救援活動

(1) 犬・猫の預かり先の情報提供

「避難するが、犬・猫を連れて行けない」、「被災して犬・猫の継続飼育ができない」などの問い合わせが殺到したことから、主に関東圏を中心に動物愛護団体等で犬・猫の受け入れ先を調査し、飼い主等にその情報を提供しました。

(2) ペットフード等の支援物資の提供

今回の東日本大震災の被害に加え、原発事故の影響があり、場合によっては、自分たちも避難せざるを得ない状況になるかもしれないという緊迫した状況であったことや、人命救助を優先せざるを得ない状況であったこと、支援物資が届かない、ガソリン不足の厳しい環境下にあったことなどから、当初、被災動物の救援活動は必要最低限の対応とせざるを得ませんでした。

しばらくして、支援物資等が届くような状況になってからは、避難所へ避難している犬・猫の実態調査を行い、犬・猫と共に避難している方等に対し、ペットフード等の支援物資を提供しました。

(3) 犬の捕獲（収容）体制の強化及び臨時的な収容施設の設置

8 放浪動物・負傷動物の救護活動 以降に記載

6 避難所におけるペットの受け入れ状況

当市内に設置された避難所は 127 カ所ですが、このうち避難者が 100 名を超える大規模な避難所 11 カ所においてペットの同行避難状況を調査したところ、6 カ所の避難所にペット同伴の被災者が避難していました（平成 23 年 3 月 29 日時点）。

また、避難所での飼養頭数は、少なくとも犬 17 頭、猫 10 匹でした。

避難所でペットを受け入れるにあたって、条件等を設定したか否かは把握できていませんが、市では、避難所でのペットの飼養を支援するため、ペットフードなどの支

援物資の配布を行ったり、スペースの確保できる避難所（学校の教室など）では、動物飼育者とそうでない人の区分を行うなどの配慮を行いました。

7 仮設住宅におけるペットの飼養状況

当市内に設置された仮設住宅のうち、当市が設置した仮設住宅は1カ所のみでした。

市動物愛護担当部局では、仮設住宅でのペットの飼養を可能とするために、仮設住宅の設置担当部局へ申し入れを行いました。ペットの飼養は難しいとのことでした。

8 放浪動物・負傷動物の救護活動

被災した飼い主が飼い犬を残したまま、場合によっては鎖を外し放した状態にして、市内外へ避難してしまった事例が発生し、市民よりの捕獲要請が寄せられました。

そこで、当該要請に対応し、犬による市民の生命、身体等への危害防止を図るとともに、置き去りにされた犬の生命を守る動物愛護の観点から、臨時的に職員の増員を行い、犬の捕獲業務体制等を強化しました。

しかし、捕獲した犬については、狂犬病予防法に基づく公示の期間（3日）が経過すれば原則的には処分することができますが、「被災した飼い主からの申し出による引取り犬等については極力殺処分せず、できるだけ生存の機会を与えるようにすべきである」との環境省の見解が示され、長期間の収容が必要となり、それらを収容する市犬抑留所（所在地：いわき市平）だけでは収容できない状況になることが想定されました。

そこで、臨時的な仮設のシェルター施設として「いわき市ペット保護センター（所在地：いわき市内郷綴町）」を設置し、行政による保護活動の実施により保護した次の動物のうち、犬及び猫の譲渡要領に定める適格判定により譲渡適性の認められるものについて、当該センターへ収容し管理を行うこととしました。

- 狂犬病予防法並びに市動物の愛護及び管理に関する条例に基づき捕獲した犬
- 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき所有者より依頼のあった引取り犬・猫

なお、負傷動物の治療について、公益社団法人福島県獣医師会いわき支部所属の臨床獣医師に、通常健康管理として定期的に犬・猫の診療をボランティアで行っていた。ただ必要もあつたこと等から、ペット保護センターの設置及び運営母体は各団体等で構成する「いわき市動物救援本部」としました。

震災の影響によると思われる放浪犬・負傷動物の収容依頼は、平成23年末までにはほぼ収まりましたが、平成23年3月から平成23年12月までの各月に保護した頭数は表1のとおりで、合計で犬266頭、猫29匹でした。

震災の影響等により、通常よりも警戒心・攻撃性が強くなっている犬が多く、困難を伴う捕獲が多々ありました。

また、公示期間を平時よりも延長し、飼い主からの行方不明情報との照合を行うなど、飼い主を探す取り組みにも力を入れました。

表1 いわき市における放浪・負傷動物の保護頭数（通常捕獲の頭数を含む）

	平成23年										合計
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
犬	20	30	37	25	33	23	25	29	10	34	266
猫	0	2	4	2	2	4	5	6	3	1	29

(1) いわき市動物救援本部の設置

ア 目的 東日本大震災に伴い、いわき市内の避難所等へ避難した被災動物及びその飼養者等に対して、動物愛護の観点から必要な動物救援活動を行う

イ 設置年月 平成23年4月

ウ 構成員 いわき市、社団法人福島県獣医師会いわき支部（当時）、いわき「犬猫を捨てない」会など

エ 事務局 いわき市（保健所生活衛生課）

オ 活動内容 臨時収容施設の設置、被災動物の保護・収容、所有者不明犬・猫の譲渡、健康診断・治療など各構成員がそれぞれの役割を担って動物の救援活動を行う

カ 運営費 主に緊急災害時動物救援本部（当時）に集まった義援金の交付を受けて運営

(2) 臨時収容施設の設置

犬を収容するにあたっては、犬のなき声、糞尿の臭いなどによる周辺の住民との問題が起こらないような場所、施設を探す必要があり、厚生労働省が所管している「ポリテクセンターいわき」駐車場を借用しました。

ア 施設の名称 いわき市ペット保護センター

イ 所在地 福島県いわき市内郷綴町舟場1-126

ウ 借用面積 約500㎡（当該駐車場の約半分）

エ 稼働年月日 平成23年5月12日

オ 施設の概要

⑦ 駐車場にコンテナハウス6棟（3.8坪/棟）及び屋外流し台1基（3槽）を設置

（コンテナハウスのうち、1棟は管理事務所として利用）

- (イ) 屋外水栓よりホース約 100mにて屋外流し台に連結し使用（給湯器あり）
- (ロ) 施設設備としてエアコンを設置
- (ハ) 収容能力
犬：約 20 頭 猫：約 15 匹

9 飼い主への飼育場所の提供

当市では、双葉郡等からの避難者が約 24,000 人にも及び、市内においてペット飼育可能なアパート等の物件が満杯状態という事情も重なり、ペットと一緒に暮らすことができない方からの問い合わせが寄せられたことから、犬・猫の所有者が原則的に飼養管理するという条件で、次の犬・猫を飼育する場としてペット保護センターの利用を飼い主へ提供することとしました。

- 被災者が一時提供住宅に入居するにあたり継続飼養が困難となった犬・猫
- 動物愛護団体が被災者から預かった犬・猫

施設利用にあたっては、飼い主との間で誓約書を交わしました。

飼い主が飼育場所の提供を依頼する理由として最も多かったのは、「ペット飼育が認められていない住居に移ったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼育が許可されていないため」、「ペットの飼育可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」の順でした。

被災者がペットと会えることで心が癒されること、ペットの世話をすることで活力を見いだせることもあるとの被災者の心のケア、被災者支援の観点から、基本的にはペットのお世話に毎日来てもらふ条件で飼育場所の提供を行ってきましたが、預けたままになっていた方もおりました。

また、当初、施設の利用期間を原則 1 カ月としていましたが、利用者が避難者でありその住環境の変化がないことから、利用の延長申請が繰り返される状況もありました。

平成 23 年 5 月から平成 27 年 12 月末日までの施設利用頭数は表 2 及び表 3 のとおりで、合計は犬 174 頭、猫 63 匹でした。

管理されていた犬・猫の多くは、飼い主が判明したり、飼い主の飼育環境が整ったことで飼い主の元へ戻り、または新たな飼い主へ譲渡したことで退去し、平成 27 年 12 月 31 日現在、施設を利用する動物はおりません。

表 2 犬の飼育場所提供頭数（保健所、動物愛護団体への提供を含む利用）

区 分		受入頭数	退去頭数	現在頭数
平成 23 年度	保 健 所	27	26	1
	動物愛護団体	34	29	5

	一 般	市 内	4	3	1
		市 外	14	7	7
	計		79	65	14
平成 24 年度	保 健 所		11	9	3
	動物愛護団体		21	21	5
	一 般	市 内	0	1	0
		市 外	1	3	5
計		33	34	13	
平成 25 年度	保 健 所		4	7	0
	動物愛護団体		11	8	8
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	2	1	6
計		17	16	14	
平成 26 年度	保 健 所		21	20	1
	動物愛護団体		13	13	8
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	6	0
計		34	39	9	
平成 27 年度	保 健 所		3	4	0
	動物愛護団体		8	16	0
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	0	0
計		11	20	0	
合計（累計）			174	174	0

※ 平成 23 年度：平成 23 年 5 月 12 日～平成 24 年 3 月 31 日

※ 平成 27 年度：平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

表 3 猫の飼育場所提供頭数（保健所、動物愛護団体への提供を含む利用）

区 分		受入頭数	退去頭数	現在頭数	
平成 23 年度	保 健 所		8	8	0
	動物愛護団体		15	11	4
	一 般	市 内	2	1	1
		市 外	9	7	2
計		34	27	7	
平成 24 年度	保 健 所		4	3	1
	動物愛護団体		0	3	1
	一 般	市 内	1	2	0
		市 外	3	3	2
計		8	11	4	

平成 25 年度	保 健 所		4	5	0
	動物愛護団体		2	3	0
	一 般	市 内	2	2	0
		市 外	0	1	1
	計		8	11	1
平成 26 年度	保 健 所		8	8	0
	動物愛護団体		1	1	0
	一 般	市 内	1	1	0
		市 外	0	1	0
	計		10	11	0
平成 27 年度	保 健 所		3	3	0
	動物愛護団体		0	0	0
	一 般	市 内	0	0	0
		市 外	0	0	0
	計		3	3	0
合計（累計）			63	63	0

※ 平成 23 年度：平成 23 年 5 月 12 日～平成 24 年 3 月 31 日

※ 平成 27 年度：平成 27 年 4 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日

10 ペット保護センターにおける運営管理体制及び飼養管理状況

収容動物の管理までの流れは、①捕獲及び引取りにより既存の抑留施設に収容、②公示、③所有者が判明しない場合は譲渡適性判定、④譲渡候補となった動物にワクチン接種等の健康管理実施、⑤小型犬～中型犬及び猫をペット保護センターにて管理、としました。

被災者飼育動物の管理までの流れは、①飼い主が動物病院にてワクチン接種等の健康管理実施、②救援本部事務局（保健所）にて施設利用申請、③ペット保護センターへ収容、④原則、毎日飼い主がペット保護センターへ行き、自身の動物の給餌等管理、としました。



ペット保護センターの外観



ペット保護センター内部の様子



ペット保護センター内部での飼養の様子



ペット保護センター建屋内での飼養の様子

(1) 運営管理体制

ペット保護センター施設及び当市で保護した収容動物については、委託したボランティア団体からの2名と一般ボランティアが管理を行い、施設を利用する被災者は、収容動物を自身で管理することとしました。

ペット保護センターの飼育管理スタッフは、1日2名体制で犬・猫の世話等を行い、スタッフ3～5名が交代で従事しました。

また、収容している犬・猫の健康診断、傷病治療、不妊去勢手術については、定期的に公益社団法人福島県獣医師会いわき支部の獣医師がボランティアで実施しました。

なお、市保健所生活衛生課が事務局としてペット保護センターの事務管理を行いました。

ペット保護センターの運営管理等に必要な資金（動物救護施設設置費、飼育管理費、光熱水費、人件費等）については、緊急災害時動物救援本部（当時）からの義援金のほか、救援本部に集まった寄附金を活用しました。

また、必要な物資については、緊急災害時動物救援本部（当時）や全国の支援者からの支援物資のほか、ホームセンター等で購入しました。

(2) 飼育管理状況

ペット保護センターにおけるペットの収容可能頭数は、犬約 20 頭、猫約 15 匹ですが、収容頭数が大幅に増加したため、感染症の蔓延を防ぐためにワクチン接種を行う等、健康管理を徹底するとともに、清掃及び消毒を徹底して行いました。

なお、市犬抑留所においては個別収容が出来る状態になかったため、できる限り犬同士の相性等を勘案して収容しましたが、闘争による負傷・死亡事故が何度か発生しました。

(3) ペット保護センターの閉所に向けた対応

当市は、被災地であるにもかかわらず、双葉郡等から約 24,000 人が避難してきており、ペットと一緒に暮らせる賃貸住宅等が不足する状況にありました。

しかし、飼育環境を整えば飼いたいと考えている避難者が多かったことから、あまり所有権放棄には至りませんでした。

今回の災害は、原発事故の影響が大きく、原発周辺自治体からの避難者の飼い犬・猫の受け入れを行ったことから、ペット保護センターの閉鎖時期を設定することが困難な状況となり、設置期間を延長しました。

一方、震災から 1 年を経過した頃からは、特に成犬の譲渡が困難になってきていました。

収容頭数が多く、行政だけでは譲渡頭数を増やすことに限界があったことから、地元の動物愛護団体に加え、全国の動物愛護団体の協力を得るなどして、譲渡の促進を行いました。

その後、管理されていた犬・猫の多くは、飼い主が判明したり、飼い主の飼育環境が整ったことで飼い主の元へ戻り、または新たな飼い主へ譲渡したことにより退去し、平成 26 年 7 月に退去した被災者の飼い犬を最後に、被災者の継続利用及び新たな被災者の利用申請がなかったことから、同年 9 月末日をもってペット保護センターにおける被災者あて飼育場所の提供を終了しました。

なお、引き続き管理が必要な譲渡候補動物がいたことから、施設運営は平成 27 年 12 月末日まで継続しました。

11 飼い主への返還、新しい飼い主への譲渡

東日本大震災により被災し、所有権を放棄せざるを得なかった犬・猫や、所有者が分からない犬・猫は、動物愛護団体と連携しながら、新たな飼い主を探し、譲渡する事業を実施し、全国各地から被災地の被災動物を救いたいと申し出ていただいた方々に多くの命を救っていただきました。

この場をお借りしてご協力いただいた方々に改めてお礼を申し上げます。

(1) 返還

当市では、保護したペットがより多く飼い主へ返還されるよう公示期間を平時よりも延長して1カ月間とし、飼い主からの行方不明情報との照合を行いました。

(2) 所有権放棄

飼育場所の提供を依頼したまま飼い主がペットを連れ帰れない理由として最も多かったのは「ペットの飼育可能な仮設住宅への入居を申し込んだが、住むことができなかったため」であり、次いで「仮設住宅でのペットの飼育が許可されていないため」、「ペット飼育が認められていない住居に移ったため」でありましたが、所有権放棄されたペットについては、動物愛護団体と連携し、新たな飼い主へ譲渡を行いました。

(3) 譲渡

飼い主不明のペットについては、延長した公示期間中に飼い主が現れない場合、譲渡適性を判断したうえで、譲渡候補動物としました。

また、当市では譲渡を促進するために、市ホームページに譲渡動物情報として写真付きで掲載したほか、個人への譲渡だけでなく動物愛護団体等への譲渡を開始しました。

12 不妊去勢措置の実施状況

当市では、長期に渡り施設の収容能力の限界まで犬を保管しなければならなかったことから、犬同士の闘争（発情に起因したもの含む）や収容以前に妊娠していたと思われるもの、不慮の交配を防止する必要があるものについては、飼養管理上支障をきたすものと判断し、不妊去勢措置を実施しました。

不妊去勢手術については、市保健所で実施するとともに、獣医師会いわき支部の獣医師にボランティアで実施していただきました。

なお、当市では不妊去勢措置に係る助成制度を行っていませんでしたが、平成25年7月から、飼い犬及び飼い猫の飼い主（市民に限る）を対象とした、不妊去勢手術に係る費用の一部助成制度を開始したところです。

13 ワクチン接種等の実施状況

ペット保護センター等に保護収容した全ての犬・猫を対象に、混合ワクチン接種、ノミ・ダニ処置を行い、全ての犬にフィラリア予防措置を行いました。

これらのワクチン接種等は市保健所で実施し、費用は寄附により賄いました。

なお、当市では避難所や仮設住宅等に飼い主と避難したペットに対する、ワクチン接種等の助成事業は実施しませんでした。

14 ボランティアの活動状況

震災発生以前より市の事業で関わりのあった愛玩動物飼養管理士を通じて、ペット保護センターの飼育管理を1団体、団体譲渡を6団体に依頼しました。

また、市内の大学の学生課に希望のあった学生を斡旋してもらい、ペット保護センターで収容されている犬の散歩等のボランティアを依頼しました。

15 支援物資の受け入れ、提供体制

動物救護活動に必要な物資は緊急災害時動物救援本部（当時）からの支援を受け、市職員が調査を兼ねて避難所に配布したり、ペット保護センターで利用しました。

一方、発災直後には、人の物資が優先とのことで、避難所の管理責任者が支援フードの受け取りを断るなどの場面もありました。

支援物資の中では、おやつ（ジャーキー等）やサプリメントといった嗜好性の強いものより、多くのペットが消耗品として必要とするペットシートが不足しました。

16 資金の確保、義援金の募集、配布

動物救護活動に必要な資金については、緊急災害時動物救援本部（当時）からの義援金、独自に集めた義援金及び自治体予算から確保しました。

集まった義援金は、救援本部が行う救護活動及びペット保護センターの運営管理費等に充当しました。

なお、設置したペット保護センターの利用者の多くが、原発周辺自治体から当市へ避難している方であったことから、市及びペット保護センターの立場としては、義援金を積極的に募集しにくい状況でした。

17 広報・普及啓発活動

被災者への動物救護に関する広報・普及啓発活動は、避難所や仮設住宅における避難者も含め、インターネットを活用して行いました。

18 東日本大震災を踏まえた見直し状況

東日本大震災以前は、市地域防災計画に災害時の動物対策についての具体的な記載はありませんでしたが、現在は具体的な災害対策について見直しを行いました。

また、発災以前は、動物救護活動に必要な物資の備蓄は行っておらず、具体的な活動マニュアルも整備していませんでしたが、今後の災害に備えて備蓄及び整備を検討中です。

19 動物救護活動を通じて特に効果的だった点

県内では、福島県が当初は2カ所に仮設の動物救護施設を設置し、警戒区域から保護した犬・猫を収容していたところですが、当市は獣医師会いわき支部及び市内のボランティア団体と共同で、平成23年5月から臨時の動物収容施設を設置し、東日本大震災によりペットとの同居等が困難である飼い主に飼育場所の提供を行ってきました。

家族や家屋を失った被災者の中には、ペットと一緒に暮らすことができなくなった方も少なからずおり、悲しみや喪失感を癒されることなく、心身共に疲弊していたことと思いますが、当市の臨時収容施設にペットを預けている被災者は、散歩やケージの清掃等、飼い犬の管理を自ら行うこととなるため、結果的にペットに会えることで心が癒され、被災者の心のケアに役立ったものと思っています。

20 動物救護活動を通じて特に対応に苦勞した点

8(2) 臨時収容施設の設置 にも記しましたが、収容後の犬のなき声、糞尿の臭いなどによる周辺の住民との問題が起こらないような場所、施設を探す必要がありましたので、適地が見つからず、また、借用の了解を得ることが難しく、最終的に厚生労働省が所管している「ポリテクセンターいわき」駐車場を借用することとなるまで、立地の選定に苦勞しました。

また、災害対応の需要増加により、コンテナハウスの借用が難しい状況となっていましたので、確保するのが困難でした。

加えて、工事関係の業者が災害対応に追われ、ペット保護センター施設の整備にかかる各種工事の発注が難しい状況に陥っていましたので、事務局職員等で部品の調達や設置等をせざるを得なくなり、とても苦勞しました。

その後は、徐々に復旧が進むにつれ、全国の動物救護施設が閉鎖され、残っているのが福島県内のみとなった中、市ペット保護センターを利用する被災者の多くが、施設の継続利用を希望する状況にありました。

施設を利用する被災者を対象とした調査の結果、全員がペット保護センターの存続を希望したこともあり、設置期間を延長しましたが、施設利用者のほとんどが当市民ではなく、当市にて避難生活を送る市外の住民であったこと、また、自らが希望する避難地区から離れてでもペットと共に避難生活を送ることを選択した被災者との不公平が生じていたこと等を踏まえ、どの時点で施設を閉鎖すべきであるか、時期を設定することが困難な状況がありました。

21 今後、必要と考えられる点

人によって、動物の命についての意識に温度差がある以上、避難所や仮設住宅等におけるペット同行避難を不可としたい意識は今後も大きくは変化しないと思われます。

また、ペットに嫌悪を感じないまでも、アレルギーなどの問題から、ペット同伴を遠慮して欲しいと考える被災者もあると考えます。

避難所でのペット飼育場所の設定、備蓄フードや預かってもらえる知人の確保、多くの避難者が周辺にいても落ち着いていられるようしつけを行うなど、各々が有事に備えて平時から準備する必要があると思われます。

コラム ～現場の声～

(旧) 動物愛護ボランティアの会

代表 菊地 かおり

震災発生の直後は、私自身が被災者であったため、被災動物の救援活動はできませんでしたが、動物愛護ボランティアの会がいわき市動物救援本部より委託を受け、平成23年5月から、いわき市ペット保護センターのボランティアとして収容動物のお世話を担当していました。

震災発生後2年目ぐらいまでは多くの物的支援がありましたが、以降、減少していき、従事者個人のネットワークや自身の家族を頼りにして物資を調達することもありましたので、ペット保護センターをより多くの方々に知っていただきたく思い、マスコミからの取材は積極的に受けていました。

自分自身が被災したことから、被災者の方々と同じ目線で動物をお預かりし、また、お世話ができたことが良かったことではありますが、一方で、必要なペットフードや設備等があっても、思うように提供できないこともあり、人間関係でジレンマを感じることもありました。

今後、どこでどう被災するかわかりません。

避難所においても必要な物、特にペットに関する物は、手に入るまでとても時間がかかります。

何があってもいいように、基本的に必要な物は普段から全て準備し、家や会社、自家用車内など複数の場所に分散させて保管しておくのが理想であると感じました。

22 各構成団体の活動記録

(1) 公益社団法人福島県獣医師会いわき支部 安藤 和典（震災発生当時支部長）

ア 震災直後の被災動物救援活動

震災直後のライフラインが途絶える中、動物病院には地震や津波によって負傷し、また、ストレスにより体調を崩したペットを抱えた飼い主が多く来院しました。

時間の経過とともに、生命にかかわる心臓の薬や抗てんかん薬、インシュリン

等の処方を求める飼い主も殺到したことから、各病院では残っている器具や医薬品等で対応せざるを得ませんでした。

また、環境省自然環境局長から動物救護専門員に委嘱された獣医師は、ボランティアとして警戒区域内に残されたペットの調査及び保護に従事しました。

他に、被災動物の無料一時預かりや治療費の一部負担、いわき市ペット保護センターでの一部診療にもあたりました。



イ ボランティアの活動状況

各県から多くのボランティア団体が当市内を拠点に活動し、被災地からペットを保護してきましたので、各病院では可能な範囲で協力しました。

ウ 支援物資の受け入れ、提供体制

支援物資の中には、使用できない薬品等もありましたが、各種ワクチンや予防薬、ノミ・ダニ駆除剤等は、いわき市保健所へ提供し、役立てていただきました。

エ 広報・普及啓発活動

動物病院内での掲示が主な広報媒体でしたが、通信手段が麻痺する中、市内のコミュニティFM放送にて診療を行っている動物病院が案内され、非常に助かりました。

オ 東日本大震災を踏まえた見直し状況

今回の災害で得られた経験や教訓を踏まえ、いわき支部として何ができるのか、現在検討を進めています。

カ 動物救護活動を通じて特に対処に苦労した点

原発事後の発生により、各病院ともスタッフや家族が避難を余儀なくされたため、診療の再開までに時間を要したところが苦労しました。

キ 今後、必要と考えられる点

医薬品の十分な備蓄及びいわき支部会員における新たな連絡網の整備が必要であると考えています。

ク その他・活動全般を振り返って

災害発生時に私たちは何ができるのか、難題ではありますが、一刻も早く病院機能を復旧し、治療を必要としているペットや飼い主の要望に迅速に対応できる動物病院を目指したいと思っています。

当時支部長であった私は避難を余儀なくされましたが、避難せず黙々と診療を

続けていた動物病院の先生や、最後まで公務を全うしたいわき市保健所の獣医師職員には頭が下がる思いです。

最後に、ペット保護センターの運営に携わったスタッフとボランティアの皆様
に、この場を借りて慰労の意を表します。

(2) いわき「犬猫を捨てない」会 代表 遠藤 良志子

ア 震災直後の被災動物救援活動

主に次の活動を行っていました。

- ・ 被災者のペット(犬猫)の一時預かり
- ・ 被災者のペットの預かり先(団体・個人)の確保と斡旋作業
- ・ 放浪犬猫の収容
- ・ 飼育放棄となった犬猫の引き取りと譲渡作業
- ・ 各避難所に同行避難しているペットへのフード及び備品の提供
- ・ 車などの移動手段を得られないペットの飼い主宅へのフード及び備品の配布
- ・ ペットを抱える被災者の相談対応
- ・ 各避難所及びFMラジオ放送での「ペット相談窓口」開設の告知
- ・ ペット可住宅の情報収集
- ・ 寒さ対策のための毛布類の提供呼びかけと収集・配布

イ ボランティアの活動状況

各避難所にいるペットたちへのフード及び備品配布の手伝いをお願いしました。

当会スタッフの中には、県外に避難を余儀なくされた者もあり、実質的には極めて少ない人数での被災対応となりました。

ウ 支援物資の受け入れ、提供体制

電話や電子メールを通じて、全国からフードやおやつ、備品、毛布・タオル類、サプリメント、衛生用品などの支援物資の提供を受けました。

受け入れたフードなどの支援物資は、当会で保護した犬猫に使用したほか、各避難所に同行避難しているペットや困窮を訴える個々の飼い主に提供しました。

エ 資金の確保

当会の運営資金のほか、2度にわたり、緊急災害時動物救援本部(当時)から義援金の分配を受けました。

その他、全国の方から寄せられた支援金により、財源を確保しました。

オ 広報・普及啓発活動

FMラジオ放送や新聞折込み紙、ホームページなどにより活動内容の発信を行いました。

また、同行避難の重要性を知ってもらうため、平成 25 年 12 月に「ペット防災—東日本大震災に学ぶ同行避難と日頃の備え」と題して、講師を招きセミナーを開催しました。

カ 東日本大震災を踏まえた見直し状況

多くの犬猫が飼い主とのマッチングができなかった状況から、所有者明示の必要性を痛感し、現在は、犬猫の譲渡の際に犬鑑札や迷子札の装着、またマイクロチップの有用性について、以前にも増してしっかりと伝達しています。

また、室内で飼われている小型犬などは、常時首輪をしていないことが多く、緊急時には所有者を特定できるもの（犬鑑札、迷子札）を身につけることが出来ない場合が想定されることから、新聞折込み紙のコラムなどを通じて、常時装着の重要性を発信しています。

他に、災害時における同行避難と日頃の備えについて、様々な機会を捉えて発信しています。

キ 動物救護活動を通じて特に効果的だった点

各避難所に「ペット相談窓口」の開設を掲示したところ、ペットを抱えて避難した多くの方からの連絡を受けることとなりました。

これにより、必要な場所に必要な物を運ぶことができ、効率的に避難所を回ることができました。

また、当会はホームページにメールアドレスだけでなく、電話番号も掲載していることから、電話での「言葉のキャッチボール」ができました。

これにより、相談内容を細かく聞きとることができたことは、状況を確認するうえで有効であったと感じています。

ク 動物救護活動を通じて特に対応に苦勞した点

同行避難してきたにもかかわらず避難所にペットは入れてもらえない状況から、「ペットの受け入れ先を紹介してほしい」との相談が多く寄せられ、一時預かり先の確保にとっても苦勞しました。

そこで、ホームページで現状の発信をしたところ、県内外の個人や動物愛護団体から一時預かりへの協力のお声をかけていただき、斡旋はできたものの、相談者全ての希望を満たすに十分な数ではありませんでした。

また、ペット同伴で避難している人の中には、預け先を紹介しても「ペットと離れたくない」との思いから他へ預けることへの同意が得られず、自家用車の中でペットを生活させていた人も多くいました。

ペットが受けるストレスなどを考え、「いわき市ペット保護センター」などへの預け入れを勧めましたが、うまく説得できなかったこともありました。

さらに、取り残されたペットの保護のため、多くの方が避難区域に入り、救出

にご尽力いただきましたが、中には「保護してきた犬猫を連れ帰れないから引き取ってほしい」という無計画な人もおり、保管場所の確保に苦慮していた状況だけでなく、大きな負担となりました。

ケ 今後、必要と考えられる点

ペットの飼い主は、次のことが必要であると考えます。

- ・ 所有者明示（犬鑑札、迷子札）の装着の必要性は大きく感じました。
また、装着物が取れてしまった時のことを考えると、今後はマイクロチップの挿入も大きな意味をなすものと思います。
- ・ 数日分のフードや備品などは、日頃からすぐに持ち出せる用意をしておき、加療中のペットにおいては、薬類の数は少し余裕を持って準備しておくことも必要と感じました。
- ・ 緊急避難の際に、たくさんの人や他の犬・猫と接することを考えると、日頃から飼い主以外の人や他の犬・猫ともコミュニケーションをとれるように社会性を学ばせておき、また、ケージやクレート、キャリーバッグなどに入ることができるように、日頃から慣らしておくことが、ペットのストレスの軽減と安全性の確保の点から大切と感じました。
- ・ 家に残してきたペットを迎えに行つて津波被害に遭われた方もいるとの話を聞くと、二次被害を防ぐためにも家族間でペットの避難についての取り決めをしておくことが大事だと思います。
また、地域・行政としては、次のことが必要であると考えます。
- ・ 近隣にはどういうペットがいるかを知り、飼い主の家だけでなく地域で協力体制が組めるよう、人の防災マップだけでなく「ペットの防災マップ」も作成し、ペット同伴の避難訓練の実施も有益と考えます。
- ・ 当市には災害時の動物対策のマニュアルがなかったと聞いているので、今後は早急に整備の必要があります。
- ・ 震災後、県内外から多くの方が犬・猫の保護に関わりましたが、保護した犬・猫のデータを集約するシステムが存在しなかったことにより、その後の飼い主とのマッチング作業が非常に困難となったため、それらの情報を一本化する対策が必要と感じます。

コ その他・活動全般を振り返って

「被災動物」の定義がまちまちであったことから、保護された場所によって、その待遇に大きな差が生じました。

原発から半径 20 キロ圏内及び警戒区域に取り残された後、保護された犬・猫は、福島県動物救護本部の言う「被災動物」の定義のもと、県内の 2 つの保護シェルター（のちに 1 つに統合）に収容され、命のリミットもなく手厚く保護されまし

た。一方、各保健所に捕獲された犬については、「被災動物」とは見なされず、殺処分の対象となったことには大きな憤りを感じています。

県内各保健所に収容された犬たちの中には、同行避難したものの、あてがわれた仮設住宅や借り上げ住宅ではペットが飼えないため、あるいは幾度となく避難場所を変えなくてはならなかった状況のため、やむなく手放してしまったり、逸れてしまった犬たちが含まれていることは、容易に想像できたことと思います。

また、当市においては津波被害も大きかったため、飼い主を失った犬たちもいたことは否定できません。

全国の方から「被災地の動物のために」と寄せられた支援を見ても分かるように、決してその対象を「20キロ圏内と警戒区域の犬・猫」と限定したものではなく、広く「被災地・ふくしま」の動物としていることは明らかでした。

にもかかわらず、多くの方の意に反して、「被災地の動物」と「被災動物」を分けて捉えた福島県動物救護本部の対応には、今もって疑問の余地が残っています。

さらに、福島県動物救護本部のホームページには「福島県では被災動物の殺処分は行っておりません」の文言が示されており、多くの人に誤解を与える表記であることから、その訂正を何度も申し入れたが、修正されることはありませんでした。

これにより、当会のみならず保健所犬の譲渡に関わった県内の愛護活動者は、「なぜ保健所から引き出して譲渡を行っているか」を説明しなければならない立場に立たされました。

震災発生後、ペットを抱える多くの方から「預かり先を探してほしい」との要請があり、その対応に苦慮していた中、いわき市が「ペット保護センター」を立ち上げ、運営主体であるいわき市動物救援本部が、被災ペットの受け入れを開始したことは、被災ペットのストレスの軽減と飼い主の心のケアに大きな意味をなすものであったことから、その設置・運営に感謝し、高く評価したいと思います。

一方、災害時の動物救護対策の必要性を痛感したことから、この「ペット保護センター」を前身として「いわき市動物愛護センター」が建設され、スムーズに移行されることを多くの方が期待していただけに、その実現に結びつけられなかったことは非常に残念です。

当会に、震災後、避難所に行かず、自宅でペットを抱えながら不安の時を過ごしていた方からの声が届きました。

物流が止まり、ガソリンもないため、近くの避難所にペットフードを分けてもらいに出向いたところ、「ここにあるフード類は、ここにいる犬・猫たちに提供さ

れたものだから」と譲ってもらえなかった、というものでした。

行政や愛護団体なども避難所には物資の配布を積極的に行いましたが、自宅にいるからその人たちは大丈夫、ということではないということに気付くべきだったと反省しています。

災害時に助け合いがなされなかったこの状況に、深い悲しみを感じました。

震災以降、「いわき市ペット保護センター」が閉鎖になるまで、当会として犬 135 頭、猫 81 匹の譲渡に関わりました。

被災により飼育放棄となったり、保護されても元の飼い主が現れないなどの現状を受けて、全国からたくさんの里親希望のお声をかけていただき、新しい家族として受け入れてくださった皆様に深く感謝し、彼らの末永い幸せを心より願っています。

震災によって被災犬となり、いわき市保健所に保護された犬たちの中から 8 頭が「一般財団法人国際セラピードッグ協会」に譲渡されました。高齢の 1 頭を除く 7 頭は「動物介在療法」に携わるセラピードッグとして 2 年半以上もの期間をかけて訓練を受け、現在、医療や福祉の現場で立派に活躍しています。

被災犬第 1 号のセラピードッグとなった「日の丸」をはじめ、他の犬たちの頑張りを誇らしく思うと同時に、いわき市出身の彼らの今後の活躍を大いに期待したいと思っています。

震災後、いわき市に建設された災害復興住宅のペット可住棟の入居条件が示されましたが、「1 戸につき飼養頭数 1 頭、体重 10 キロ以下の小型のもの」との厳しい内容であったため、市議会への陳情のほか、2 度にわたる要望書を市民からの署名を添えて市長に提出しました。

平成 26 年 8 月 6 日までに 2 度の話し合いが持たれ、その結果、「8 月 7 日時点で飼育しているペットで、緊急時に世帯員が抱きかかえて運ぶことが可能であれば、頭数又は体重については飼育ルールの制限から外れるものでも飼育可能とす



被災犬第 1 号の
セラピードッグ「日の丸」
(写真提供 一般財団法人
国際セラピードッグ協会)

る」との回答を得ました。

これにより、震災を共に乗り越えてきたペットを手放さずに一緒に生活していけるようになりました。

この交渉活動は当会として大きな成果であり、決して起こって欲しくはありませんが、仮に今後、また災害が発生した際に、建てられる住宅の入居条件の前例になればと願っています。



被災動物の保護風景



加療動物の対応風景



日の丸（手前）の被災者への慰問活動風景
(写真提供 一般財団法人国際セラピードッグ協会)

(3) 公益社団法人日本愛玩動物協会 理事 長岡 裕子

ア 震災直後の被災動物救援活動

私自身が動物取扱業を営んでいることから、まず自らの店舗及び自宅の犬たちの安全を確保し、今後の被災に備えてフードや首輪、リード、フードボールなどのグッズを準備しました。

幸いにも停電することなく、かろうじて繋がったインターネット回線を利用し、これまで一緒に動物のボランティア活動に関わりEメールの登録があった団体会員全員に、自社屋を開放し避難所として利用可能の旨連絡を発信しました。

3月12日には相双地区より被災者の方15名と犬15頭、猫3頭が当店に避難し、その後は水の確保、食事の確保に奔走していました。

また別の日には、当店顧客がペットと同行避難できないという相談を受け、小型犬を2頭預かりました。

イ ボランティアの活動状況

- ・ 発災の翌日に、私の所属する公益社団法人日本愛玩動物協会（以下、愛動協という。）より連絡を受け、可能な限り近隣の被災状況を把握することに努め、報告しました。
- ・ 愛動協を通じて各動物救援本部へも情報提供などの協力をし、福島県からの依頼で、救援物資の保管庫となる場所を探し、情報提供しました。
- ・ 福島県との連携はうまく取れませんでした。当時の福島県動物愛護推進懇談会員であった、福島県 野生動物専門獣医師の溝口俊夫氏、保原町のトリマーの今川唱子氏と連絡を取り合い、情報交換をしました。
- ・ 愛動協からの要請で、自家用車について緊急災害車両指定を受け、福島県内の避難所を回り、情報を集めました。
- ・ 前記の県動物愛護推進懇談会員、溝口氏の提案により、郡山市にあるビッグパレットふくしま及び福島市にあるあだたら運動公園で、獣医師会有志によるペットの健康相談会、県ボランティア会による避難所でのペットの飼い方相談会及び救援物資の配布を行いました。
- ・ 郡山市保健所の動物行政担当者と相互に連絡を取り、郡山市周辺の避難所にペットの避難施設を設置するため尽力し、設置後も、設備の問題や物資の確認のため継続して連絡を取り合いました。
- ・ 緊急災害時動物救援本部（当時）の事業で、千葉県内の公共施設をペット同伴の避難所として利用できる旨連絡を受け、福島市内の避難所を利用するペット同伴の飼い主を当該施設まで自家用車で搬送しました。
- ・ 家族の健康上の都合で、ペットと共に他県へ避難する被災者のために、搬送

を行いました。

- ・ 安藤犬猫病院に放置、あるいは保護されている避難犬の飼い主探し及び新しい飼い主探しに協力しました。
- ・ 発災後間もなく外部動物保護団体などが警戒区域内から連れ出した犬猫の一時保護場所及び一時保護者を探しました。
- ・ 「自宅で飼育しているヤギが避難の妨げになるので新しい引取り先を探している」と川内村の住民から相談を受け、新しい引取り先を探し譲渡しました。
- ・ いわき「犬猫を捨てない」会が保護した被災小型犬を一時預かりし、しつけ及び管理をしました。
- ・ 放射性物質で汚染された、警戒区域内の居住者の飼い犬を除染するために、シャンプーを提供し、シャンプーボランティアをしました。
- ・ 被災者が譲渡する被災ペットの一時預かり先を郡山地区、及び県北地区で探し、当該動物の搬送ボランティア及び新しい飼い主とのマッチングを行いました。
- ・ 緊急災害時動物救援本部（当時）からの依頼で、環境省から依頼があった警戒区域内に残された動物の状況把握のため、被災者から意見聴取し、環境省への情報提供を行いました。
- ・ 他府県へ避難した被災者のペットの一時保護先を確保しました。

ウ 支援物資の受け入れ、提供体制

- ・ 愛動協の仲介で、愛動協岡山県支部（当時）、株式会社インターズーの方よりペットフードなどの物資の支援を受け、自社屋を一時保管場所として利用し、いわき市内の愛動協福島県支部会員（当時）と当店顧客に協力を募り、物資を配布しつつ市内避難所の被災ペットの状況の調査をしました。
- ・ 福島市内の企業代表の方よりフードなどの支援物資の提供を受け、いわき市ペット保護センターへ提供しました。
- ・ 私も一企業として、警戒区域内に残された動物への給餌活動をしている南相馬市の団体にフードを提供したり、新潟県で福島県の被災動物の保護活動をしている団体へ、フードや猫ベッド、トイレ砂などの物資を提供しました。

また、避難先でペットのお手入れボランティアをしている被災したペット事業者に、トリミングテーブル、トリミングハサミ、ケージなどの物資を提供し支援しました。

- ・ 緊急災害時動物救援本部（当時）からの要請を受けて、小型犬用のキャリーバッグを5台、ステンレス製のペットケージを3台提供しました。
- ・ いわき市内の犬のブリーダーがフード不足で飼育管理が困難になっている情報を受け、自社保有のドッグフードを提供しました。

エ 資金の確保

- ・ 私の所属する愛動協では、当時は災害時の動物の救護活動が事業目的としてなかったため、この度の活動の多くは基本的に個人活動として行い、一部の支援物資を除いたすべてをいただいたお見舞金と自費でまかないました。
- ・ 緊急災害時動物救援本部（当時）からの委託事業であった、警戒区域居住者の一時帰宅支援事業については費用の給付がありました。
- ・ 自社事業内で得た被災動物活動への義援金はすべて、いわき「犬猫を捨てない」会と個人費用で動物救護活動をしている方などに寄付しました。

オ 広報・普及啓発活動

- ・ 発災後間もなく県内のAMラジオの番組に電話出演し、ペットを伴って避難するよう呼びかけました。
- ・ マイクロソフト社が立ち上げた被災動物の情報サイトを利用して、飼い主とはぐれた被災動物の案内をし、元の飼い主及び新しい飼い主を探しました。
- ・ 被災動物の活動に特化したSNSアカウントを作り、情報を告知し、飼い主探しに役立てました。
- ・ ウェブ上の写真データサービスサイトを利用し、被災動物に特化した情報案内と飼い主探しをしました。
- ・ SNSを通じて協力を申し出てくださった他府県の企業や団体と連携し、避難所などで飼い主とはぐれたペットのマッチングを試みました。
- ・ 飼育鳥に特化した埼玉県の団体と連携し、被災飼育鳥の情報収集と保護、被災地での飼育鳥のセミナー及び無料健康診断のセッティングを行いました。
- ・ 被災保護動物リスト集を製作した南相馬市の方と連携し、警戒区域居住者一時帰宅支援事業の際に、リスト集を全ての一時帰宅中継地点に設置し、また必要とされる被災者に手渡しで配布しました。

カ 東日本大震災を踏まえた見直し状況

- ・ アナログ回線の存続、携帯電話キャリアの複数保持など電話回線を見直しました。
- ・ 愛動協では、災害時の動物救護活動を事業目的と支所活動の中に盛り込みました。

キ 動物救護活動を通じて特に効果的だった点

- ・ いわき市ペット保護センターの管理につきましては、着任されました管理員の皆様、そしてボランティアの皆様の皆様のご尽力に感謝申し上げます。

と同時に、いわき市保健所動物愛護担当の方より相談を受け、愛動協福島県支部（当時）会員として長年の連携と実績があった酒井登史子氏に声をかけさせていただき、そしてセンターの管理員を快く引き受けていただけたことは、

今ではいわき市動物救援本部の大きな幸運だったと思っております。

酒井氏は終始一貫して誰にでも、どの動物にも心穏やかに丁寧に接していただき、また実働された皆様の良き相談役にもなってくださいました。

彼女のお名前を残さずにいわき市ペット保護センターの記録は成り立たないと強く思っております。

この場をお借りして酒井登史子氏に特段の敬意を表し、感謝を申し上げる次第です。

- ・ 自社事業での顧客の協力を多く得ることができ、普段からの関係づくりの大切さと多くの方の動物への深い思いを実感しました。
- ・ 普段より付き合いの深い事業者間で提携していた、緊急時の相互援助協定が生かされました。
- ・ この震災以前に愛動協福島県支部（当時）でペットと防災について勉強会を開催しましたが、その内容が活かされました。
- ・ 自社事業の一環である犬のしつけ教室において、災害時のペットの避難や保護の際に役立つクレートトレーニングの重要性を指導してきたことが活かされ、多くの飼い主さんより実感の声をいただきました。
- ・ 当時の一部の福島県動物愛護推進懇談会員間での連携が取れ、情報交換などができたことは、普段より信頼関係を築けるよう努めていた賜物であろうと実感しました。

ク 動物救護活動を通じて特に対応に苦労した点

- ・ 何よりも、対人において良好な関係を継続することはとても大変だと思っています。

特に、災害という非常時にはそれぞれの置かれる状況が日々変わることも少なからずあり、また感情が大きく揺り動かされることが多い中で、互いの立場や状況を思いやり、すべての人と良い関係を維持していくことはとても困難だと思いました。

- ・ 福島県内の行政との対応と連携にはかなり苦慮しました。

特に、動物愛護担当部署においては、作成したはずの緊急災害時の動物のマニュアルが何一つ生かされなかったことは残念至極です。

また、原発事故により居住地から避難された方たちのペットが避難所に同居できない問題を受け、緊急災害時動物救援本部（当時）経由で環境省に働きかけ、避難所でのペットとの同居の許可を自治体に請願しましたが、受け入れてもらえないことが少なからずあったことも残念です。

- ・ いわき市内の動物行政担当の窓口とも十分に連携がとれていたとは言い難く、特に、震災後間もない頃には、混乱を避けるためとはいえ、いわき市が執り行

う動物保護事業についての情報の公開がなされず、同時にペット保護センターの存在などの情報を、私たちから各方面に提供することも控えるよう指示を受けることもありました。

こういった初動の鈍さがペットの遺棄や放置などの問題にもつながってしまったと懸念されます。

- ・ 被災動物の救援活動を通じ、福島県内の動物行政機関は外部（他府県行政、公的支援団体も含めて）からの援助を断っていると耳にすることが多くありました。

それは面倒を避けるため、あるいは責任逃れなのではないかという意見も少なからず上がっており、福島県民でいわき市民である私としても大変耳が痛く悲しく感じたことがたびたびありました。

実際に、いわき市動物救護本部が立ち上がりその構成員に任命されてみると、私たち行政職員でない者には、本部構成員であるにも関わらず運営規則などを検討し取り決める権限が無いことや、事業執行、運営の責任の所在を明らかにしようとしても曖昧な返答しか得られなかったことなどからも上記のように実感することがありました。

このような内部批判的な話は決して耳あたりの良いものではありませんが、この災害の記録誌は今後のために改善を図り活かされるべきもののためだと強く思う故、内部を見た者にしか言えないことを敢えてここで記させていただきました。

ケ 今後、必要と考えられる点

- ・ 普段からの関係団体、関係者との信頼関係作り。
- ・ 緊急時に生きるより具体的な連絡網。
- ・ 緊急時に活かせるより具体的なマニュアル。
- ・ いわき市主催の飼い犬のしつけ方教室における、ペットと防災についての飼い主教育。

特にクレートトレーニングは避難の必要条件となり得ること、犬が暮らす「人の社会」への社会化の促進は逸走したペットの保護率を上げる等、その重要性をわかりやすく伝えること。

- ・ 災害時に拠点となる動物行政担当窓口と、行政は誰に対して何をする（できる）のかを明らかにし、付随する緊急組織の立ち上げをより具体的に想定しておくこと。

またその責任の所在をあきらかにしておくこと。

コ その他・活動全般を振り返って

- ・ このたびの災害では、所属する団体をたどって私個人に様々な活動の依頼が

来ることが多くありました。

それらは所属団体の事業目的を超えている内容がとても多く、非常に悩ましく慌ただしい状況でした。

しかし急を要するペットと飼い主の事態において、所属団体の事業目的外の活動を理由に断るということも憚られ、個人として責を負い活動せざるを得ないこともしばしば。

そういった意味では、多くのことが個人としての活動だったと思ひ返されます。

また本音を言えば、私自身の本業の復興、復旧を同時に進めなければならないこともあり、全般的に決して楽なことではありませんでした。

そういったことを踏まえると、災害時においては、被災地の者同士で連携をとるだけではなく、可能な限り広範囲に亘った連携、行政であれば所管エリアを超えた連携も考えておかなければ、被災地や被災者自身の負担が増すことになってしまうと思ひました。

また、動物を介して行う活動は、人の感情が善きにつけ悪しきにつけ揺り動かされやすいと日々思うところですが、特に非常時のそういった感情の大きな揺れは、時に冷静な判断や倫理観を見失わせることもあるのだと感じています。

長期に亘る活動であれば尚のこと、感情的な作用や日々の疲弊によって判断を誤りやすくなると予想されるので、動物に関わる事業をする者としてそれを肝に銘じ、そういった事態にはできるだけ冷静で公正でありたいと強く思う次第です。



平成 23 年 6 月 21 日の馬事公苑での一時帰宅支援活動の際に、浪江町の方から行方不明になってしまった犬を探してほしいと依頼を受け、犬の写真を託されました。

この年の秋ごろに SNS の情報を通じて見つけ出すことができ、無事に飼い主さんのもとに帰ることができました。

郡山市のビッグパレットふくしまにて、ペットの保護室を急ごしらえて設置している様子です。



平成 23 年 4 月 4 日に富岡町で捕獲され、安藤犬猫病院で保護されていた老犬です。

疾患があるため手厚い介護が必要としましたが、千葉県の方が保護と、飼い主が見つからない場合の新しい飼い主になることをお約束くださり、千葉県まで搬送しました。

広野町の体育館を拠点にした一時帰宅支援時のペット保護活動窓口の様子です。





平成 23 年 3 月 20 日に広野町で株式会社
インターズーの方が保護した犬です。

その後、私と、野生鳥獣専門獣医師の溝
口氏の保護管理を経て、SNS で見つかっ
た飼い主のもとに 4 月 16 日無事に帰るこ
とができました。